株 主 各 位

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号

株 式 会 社 T S O N

代表取締役社長 荒 木 健 次

### 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月26日(月曜日)午後6時までにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年9月27日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 4番38号 ウインクあいち1206号室
- 3. 目的事項

**報告事項** 第14期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告および計算書類報告の件 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して特に有

利な条件によりストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の

決定を当社取締役会に委任する件

第5号議案 役員退職慰労金贈呈の件

議案の概要は後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお 願い申しあげます。

#### ◎お知らせ

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tson.co.jp/)にて、修正後の事項を掲載させていただきます。

のお願い

## 事業報告

 2021年 7月1日から

 2022年 6月30日まで

### 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の普及等に伴い、経済・社会活動の制限が徐々に緩和されてきましたが、直近では感染力の非常に強い新たな変異株による感染が急速に進んでおり、感染の影響が長期化する見込みです。また、ロシアによるウクライナ侵攻によって世界情勢が不安定になり、原油や原材料価格の高騰や金融資本市場の変動があり、経済の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

不動産業界においては、新型コロナウイルスの出現がもたらした新しい生活様式としてテレワークなどの働き方や新しい生活様式における住居ニーズの変化、住宅ローンの低金利政策により住宅需要が喚起されました。その結果、新設住宅着工数(2021年7月~2022年6月)は、863千戸(前年比4.1%増)となり、その内、新築分譲戸建は145千戸(前年比10.2%増)、新設貸家着工戸数は333千戸(前年比7.1%増)となりました。また、当社の不動産特定共同事業に関連する事項として、この1年で個人の金融資産残高は、1,936兆円(2020年12月末)から2,023兆円(2021年12月末)となり、はじめて2,000兆円の大台を突破しました。投資信託の残高の増加や外貨建て保険の評価額の上昇がその要因で、投資環境にとっては追い風でした。しかし、今年の2月にロシアのウクライナ侵攻によって資源・エネルギー価格が上昇して個人の実質所得にはマイナスに作用し、また、米国の利上げや円安の進行も投資家心理に影響を与えていると思われます。

このような環境の下、当事業年度の当社の業績は、売上高 3,565,975 千円(前期比 52.1%増)となりましたが、不動産ファンド商品の増加に伴い運用期間の終了する商品も増加したことにより、不動産特定共同事業分配金は 42,155 千円となり、また、周知等の施策に関する費用や優秀な人材確保のための採用費等販売費及び一般管理費の増大と共に利益を圧迫し、営業利益は 60,892 千円(同 59.8%減)、経常利益19,795 千円(同 85.6%減)、当期純利益 15,505 千円(同 82.8%減)となりました。

セグメント別の概況は次のとおりです。

#### 〔セグメントの業績の概要〕

(LF事業)

LF事業は、主力である不動産ファンド事業と分譲戸建事業から成り立っております。

### ●不動産ファンド事業

不動産ファンド事業は、不動産AI「勝率一番」を活用して同事業の適したエリアや用地を抽出し、事業を推進してまいりました。また、今までクラウドファンディングによる募集は、匿名組合型商品のみを取り扱っていましたが、当事業年度からは任意組合型商品も取り扱いを始め、投資家層の開拓や拡大に努めました。更に、事業エリアを東海3県から関東地方にまで拡大し、より広大なエリアから不動産ファンドに適した用地を厳選仕入するようにしております。これらの結果、当事業年度では35プロジェクトを新たに組成しました。

当事業年度の業績に関して、組成計画と完成時期の遅れが生じたファンドが売上ベースで約504百万円あり、その影響により売上が計画を下回りました。それにより、売上予算2,158,799千円に対し、実績は1,750,042千円になりました。

### ●分譲戸建事業

分譲戸建事業も不動産AI「勝率一番」を活用し、事業に最適なエリアを抽出するとともに、通常の土地付住宅だけではなく、定期借地権を活用した住宅も販売し、お客様の多様なニーズに対応できるようにしております。

しかし、当期の同事業は、99 棟の用地仕入を計画しておりましたが、厳選仕入を行ったため 64 棟の実績に終わり、期末までに売上可能物件を十分に揃えることができず、販売棟数は予算を下回りました。その結果、売上予算 2,078,400 千円に対し、実績 1,794,048 千円になりました。

#### ●LF事業全体

不動産ファンド事業における経費については、投資家からの出資募集業務に関し、不動産投資商品の投資家への周知や出資を促すことについて様々な施策を打ち出した結果、会員数を大幅に確保することができましたが、当該施策に関する広告宣伝費等の増大を招きました。一方、分譲戸建事業においては、販売棟数が計画を下回ったため仲介手数料が減少しましたが、LF事業全体で捉えると販売費及び一般管理費は大幅に予算超過いたしました。

以上の結果、LF事業全体においての業績は、売上高 3,544,090 千円(前期比 68.3%増)となり、セグメント利益は 293,107 千円(同 42.6%増)となりました。

### (テック事業)

テック事業においては、不動産AI「勝率一番」の大改良を行い、ウェブ上のデータ収集数が月400万件レベルから月1,200万件レベルに増加し、2022年6月に累計で1億8,000万件に達するビッグデータとなりました。また、自社の不動産データを入力して分析できるマイデータシステム、希望する不動産データが毎月届くアラート機能、小売流通業の出店状況からエリアの市況を確認できるストリート版等の新機能を搭載しました。このように、テック事業部においては、今後も引き続き同AIの機能向上を図ってまいります。

当事業年度のテック事業の業績は、売上高 21,885 千円(前年比 23.4%減)、同AIの開発や増員によって販売費及び一般管理費が増大し、セグメント利益は 4,030 千円(同 68.8%減)となりました。

(単位:千円)

	期別	第13 (2021年6		第14期( (2022年6	当期) 月期)	前期比 増減率
事業区分		売上高	構成比 (%)	売上高	構成比 (%)	(%)
L F 事	業	2,105,332	89.8	3,544,090	99.4	68.3
テック 事	業	28,550	1.2	21,885	0.6	△23.4
広 告 企 画 事	業	210,480	9.0	_	_	_
合計		2,344,363	100.0	3,565,975	100.0	52.1

### (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、950千円であります。 その主なものは、稲沢営業所の内装工事(950千円)であります。

### (3) 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として70,000千円の調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

① 特定の取引先への依存について

2022年6月期において、当社売上高に占める東新住建株式会社、株式会社ブルーボックス、株式会社エイチティーピー及び株式会社ドリームプロジェクトの4社合計の売上高比率は6.0%であります。また、売上原価比率につきましても、同4社で20.2%であります。

当社としましては、特定の取引先への依存度を下げるために、住宅事業において、自社で分譲用地の取得、建設・施工、販売までを一貫して行う体制を整えております。なお、特定の取引先とは、関連当事者取

引に該当しますが、取引条件は、競合他社と同一のものであり、競合他社との公平な競争環境に置かれております。また、取引を実施する前に取締役会で承認を得ることとしております。

### ② 建築価格の変動について

今後、外注先の人件費の上昇が発生する可能性があります。また、当社の住宅事業における建物の主要構造部材である木材においては、輸入木材を中心に使用しておりますが、ロシアのウクライナ侵攻等の影響により、今以上に為替変動及び現地での木材価格が高騰した場合において、当社の外注先の発注価格が上昇し、利益率悪化の原因になり、当社の業績に影響を与える可能性があると認識していますので、コスト管理とコスト削減に一層努めてまいります。

### ③ 住宅事業の用地確保について

当社の分譲戸建事業においては、不動産AI「勝率一番」を活用して分譲用地を低価格で仕入れ、物件を企画し、短期間で販売するよう努めています。しかし、景気動向、金利動向、地価動向及び税制等の急激な変化等に伴う金融機関の融資動向や消費者動向次第で、用地仕入の計画遂行が困難となる可能性があります。そのため、不動産AI「勝率一番」の機能に磨きをかけ、同AIを駆使して、いかに収益性の高い用地を確保していくかが重要な課題と認識しております。

### ④人材の確保・育成について

限られた経営資源を活用し最大限の効果を挙げるには、組織力のアップが不可欠であり、そのために優秀な人材を育成することが重要な課題と認識しております。そのために、社員教育や外部から優秀な人材を採用して、強固な組織を作ってまいります。

### (5)金融機関からの資金調達・金利変動について

当社では、不動産ファンド事業においては、不動産特定共同事業法による資金集めが主であるため、金融機関への依存度は低いのですが、分譲戸建事業においては、用地取得資金の一部を金融機関からの借入金によって調達しております。事業資金の調達は、金利情勢その他の外的環境に左右されるため、これにより当社の業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。また、調達予定額に達しない場合は、用地仕入れが計画どおりに進まず、当社の業績に影響を与える可能性があると認識をしております。そのため金融機関等に対して融資額の引き上げや新規金融機関の開拓を行い、資金調達のチャネルを広げ、財務体質の強化に努めてまいります。

### ⑥ファンド組成におけるファイナンスについて

当社の不動産ファンドにおいて、仕入れた物件を個人投資家から資金を集めファンドの組成を行っております。応募金額がファンド組成額に達しない場合は、ファンド組成が計画どおりに進まず、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社としては、クラウドファンディングを採用することによって幅広く投資家層に対応したり、セミナーやSNSを活用して投資家への周知を徹底し、資金を集めるための施策を継続的に打ったりして対応してまいります。

#### (7)新型コロナウイルス感染拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界規模での生産・物流への影響が広がっており、主に海外資材の調達が停滞するなど引き渡し時期に影響を与える可能性があります。また、当社が組成するファンドの対象不動産は主に賃貸住宅であり、入居率の悪化は配当収益の悪化を招くものとなります。特に、単身向けの賃貸住宅は外国人労働者や企業の派遣社員の入居も多く、市況の影響も受けやすいと考えております。投資家への配当が低下すれば信頼の欠如となり組成規模への影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社としては、想定通りの配当を出すためにファンド運用期間は家賃保証を付けるなど対応していまいります。

### (5) 財産及び損益の状況

	区分	}	第11期 (2019年6月期)	第12期 (2020年6月期)	第13期 (2021年6月期)	第14期(当期) (2022年6月期)
売	上	高(千円)	1,547,504	1,697,353	2,344,363	3,565,975
経	常利	益(千円)	71,913	34,066	137,572	19,795
当	期 純 利	益(千円)	47,869	22,880	90,205	15,505
1株	当たり当期純和	利益 (円)	102.18	48.84	192.54	33.10
総	資	産(千円)	1,021,184	1,222,819	2,047,861	3,327,327
純	資	産(千円)	462,680	485,561	575,766	591,272
1 株	当たり純資産	産額 (円)	987.58	1,036.42	1,228.96	1,262.05

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数で除して算出しております。
  - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数で除して算出しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容

	事	業区	分		内容
L	F		事	業	不動産AIを活用したメゾネット賃貸のファンド企画・組成・運用、 分譲住宅の企画・販売
テ	ツ	ク	事	業	不動産ビッグデータ、不動産AIを中心とした不動産マーケティング システムの開発・運営

### (8) 主要な営業所

本 店 愛知県名古屋市中村区(名古屋本店)

支 店 東京都中央区 (東京支店)

営業所 愛知県稲沢市(稲沢営業所)

### (9) 従業員の状況

従業員数	業員数前期末比増減平均年齢		平均勤続年数
39名	22名増	41歳5ヶ月	2年5ヶ月

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー派遣社員)は含んでおりません。

### (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	65,836千円
株式会社三十三銀行	55,712千円
株式会社みずほ銀行	39,200千円
いちい信用金庫	36,500千円
株式会社日本政策金融公庫	32,000千円
岐阜信用金庫	7,750千円
合 計	236,998千円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,874,000株

**(2) 発行済株式の総数** 468,500株

(3) 株主数 14名

## (4) 大株主

	株主	名		持株数	持株比率
深	Ш	堅	治	366,500 株	78.2 %
株式	会社 オ	スモー	ルB	73,000	15.5
百	生	=	彰	10,000	2.1
荒	木	健	次	5,000	1.0
栃	井	信	二	5,000	1.0
稲	澤	伸	次	1,000	0.2
梅	垣	信	司	1,000	0.2
大	槻 素	÷ —	郎	1,000	0.2
北	村	廣	春	1,000	0.2
小	島	孝	啓	1,000	0.2
高	見	忠	彦	1,000	0.2
中	江	良	範	1,000	0.2
山	本	英	治	1,000	0.2
株式	完会 社士	ナイト	薬 品	1,000	0.2

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

		第1回新株予約権		
発行決議日		2021年9月28日		
新株予約権の数		43個		
新株予約権の目的とな	いる株式の種類と数	普通株式 4,300株	普通株式 4,300株	
新株予約権の払込金	額	新株予約権と引換えに払い込み は要しない		
新株予約権の行使に の価額	際して出資される財産	新株予約権1個当たり190,000 (1株当たり1,900円)	円	
権利行使期間		2023年9月29日から 2033年9月28日まで		
行使の条件		(注)		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式数 4,300	3個 )株 1名	

<sup>(</sup>注)権利行使時において当社または、当社関連会社の取締役、監査役、執行役員 又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。

### (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

(=) = ()(()()()()()()()()()()()()()()()(	(C)(1)(1)(1)(C)(1)			
		第1回新株予約	7権	
発行決議日		2021年9月28日		
新株予約権の数		16個		
新株予約権の目的とな	よる株式の種類と数	普通株式 1,600株		
新株予約権の払込金額	額	新株予約権と引換えに払い込み は要しない		
新株予約権の行使に の価額	際して出資される財産	新株予約権1個当たり1 (1株当たり1,900円)	190,000円	
権利行使期間		2023年9月29日から 2033年9月28日まで		
行使の条件		(注)		
使用人等への交付 状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	16個 1,600株 4名	

<sup>(</sup>注)権利行使時において当社または、当社関連会社の取締役、監査役、執行役員 又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。

## 4. 会社役員に関する事項 (2022年6月30日現在)

### (1) 取締役の状況

· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒木健次	
取締役副社長	金子勇樹	
取 締 役	小 間 幸 一	テック事業部長
取 締 役	伊藤 彰 將	LF事業部長
取 締 役	二村 孝博	経営管理部長
取締役(常勤監査等委員)	竹 内 秀 男	一般社団法人老人文化会議 理事
取締役(監査等委員)	中 江 良 範	グローバルディスプレイ株式会社 顧問 NPO法人たかつき市民カレッジ 副理事長
取締役(監査等委員)	花 井 謙 造	公認会計士・税理士花井会計事務所 所長 株式会社エーピーエス 代表取締役 社会福祉法人けやき福祉会 監事 ユタカフーズ株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	伴 野 友 昭	伴野・小池法律事務所 所長 学校法人中西学園 監事

- (注) 1. 取締役中江良範氏及び花井謙造氏並びに伴野友昭氏は、社外取締役であります。
  - 2. 取締役(監査等委員)花井謙造氏及び伴野友昭氏は、以下の通り、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・取締役(監査等委員)花井謙造氏は、公認会計士の資格を有しております。
    - ・取締役(監査等委員)伴野友昭氏は、弁護士の資格を有しております。
  - 3. 2022年6月30日をもって、草野勝彦氏は取締役を辞任いたしました。

### (2)取締役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、徹底した透明性の確保と長期的・安定的に企業業績を向上させ、株主利益の確保を前提として決定されるものとし、個々の取締役の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。 個人別の報酬等の決定に関する方針の内容

- a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、月例の固定報酬及び業績連動報酬から構成されます。
- ・固定報酬:取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合的に 考慮して決定します。
- ・業績連動報酬:取締役(監査等委員である取締役を除く)の業績連動報酬等は、各事業年度の業績や功績・貢献度等を総合的に考慮して算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給します。

最終的に取締役会から一任された代表取締役社長が、取締役の個人別の報酬等の額を総合的に判断 し決定します。代表取締役社長に委任する理由は、当社の業績を鑑み取締役の個人別の報酬額を決定す るために組織全体を俯瞰する立場にある代表取締役社長が最適としているためです。

常勤・非常勤問わず、社外取締役に対する報酬等は、業務執行から独立した立場であるため、業績等に 連動しない固定報酬のみとします。

取締役(監査等委員である者を除く)の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第13期定時株主総会において、年額60百万円以内とさせていただいております。

### ②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く)	6名	24,580 千円
(うち社外取締役)	(0名)	(一千円)
取締役(監査等委員)	4名	7,300千円
(うち社外取締役)	(3名)	(2,800千円)
合 計	10名	31,880 千円
(うち社外役員)	(3名)	(2,800千円)

- (注) 1. 支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 上表には、2021年9月28日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く) 1名を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

地位	氏	名	重要な兼職状況	当社との関係
社外取締役	中江	良範	グローバルディスプレイ株式会社 顧問 NPO法人たかつき市民カレッジ 副理事長	特別な関係はありません。
社外取締役	花井	謙造	公認会計士・税理士花井会計事務所 所長 株式会社エーピーエス 代表取締役 社会福祉法人けやき福祉会 監事 ユタカフーズ株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
社外取締役	伴 野	友 昭	伴野·小池法律事務所 所長 学校法人中西学園 監事	特別な関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

地位	氏	名	主な活動状況
社外取締役	中江	良範	2021年9月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち 13回に出席いたしました。 会社経営に関わった豊富な経験と幅広い見識から、取締役会及び監査等 委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	花井	謙造	2021年12月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計及び税務等について適宜発言を行っております。
社外取締役	伴野	友昭	2022年6月30日に就任いたしました。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人コスモス

### (2) 報酬等の額

報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円

(注)監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4)補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (5)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a.当社の取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち、行動するためのコンプライアンス体制に係る指針としてコンプライアンスガイドラインを定め、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図りコンプライアンス体制の構築を図ります。
  - b.コンプライアンスを経営の基本方針の1つとしてコンプライアンス体制の整備及び維持ならびに向上に 努め、必要に応じて取締役および使用人に対する啓発や研修を行うためにコンプライアンス委員会を 設置し、その委員長を代表取締役とします。
  - c.内部通報制度を整備し、通報者に対する匿名性を担保し、不利益が及ばないようにするとともに、不正 行為の早期発見と是正に努めます。
  - d.内部監査室は、各部門の業務遂行及びコンプライアンス状況等について監査を実施、評価し、代表取締役にその結果報告を行います。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書や電磁的記録、その他重要な情報は、法令および文書管理規程に基づき適正に保存および管理しています。取締役は、いつでもこれら保存された文書を閲覧することができます。また、法令や証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示をおこなっています。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に確認、分析、評価した上で、適切な対応策を準備 するためにリスク管理委員会を設置します。そして、発生したリスクによる損失を最小限にすべく組織的な 対応を行うと共に、リスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行っています。

有事に際しては、代表取締役を長として対策本部を設置し、対策を検討、決定し、迅速な対応を行って損害の拡大防止に努めます。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、毎月開催される定時取締役会や必要に応じて開催される臨時取締役会にて、取締役会規程に基づき、経営の基本方針やその他経営に関する重要事項を決定し、業務の遂行状況を把握します。

- ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a.当社及び当社の子会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行います。
  - b.子会社の経営状況や業績等は、当社の関連する事業部と経営管理部が管理し、進捗状況等を取締役 会で報告します。
  - c.当社と子会社全体の監視及び監査を適正に行い、その連結経営に対応するために、会計監査人及び 子会社の監査役との連携を図ります。
  - d.子会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施します。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行います。また、内部通報制度に関しては、子会社に共通して適用します。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人に関する事項、当該 取締役及び使用人の他の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関 する事項、並びに、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事 項
  - a.内部監査室に所属するものは、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の補助業務を行います。
  - b.前項の他、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会 の意見をできるだけ尊重した上で人選し、その者を配置します。

- c.監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、当該指示に関して自らが属する組織の上長等の指揮命令は受けず、独立してその職務を遂行します。
- d.監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とします。
- ⑦取締役(監査等委員会である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その 他の監査等委員会への報告に関する体制
  - a.監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、随時、報告を求めることができます。
  - b.監査等委員は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、取締役及び使用人から職務の遂行 状況に関する報告を求めることができます。
  - c.当社の取締役及び使用人は、重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある 事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告します。
  - d.当社は前号に従い監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対して、それを理由と して不利益な扱いを行うことを禁じ、その旨を取締役及び使用人に徹底します。
- ⑧当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該 監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じます。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に実施されるための体制
  - a.代表取締役は、監査等委員会と定期的に監査上の重要な事実等についての意見交換会を実施します。
  - b.監査等委員の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備しています。

#### ⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法、その他の関連法令の定めにより、財務報告に係る内部統制が適切に整備及び運用される体制を整備します。また、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

### ⑪反社会的勢力の排除に向けた体制

- a.反社会的勢力との関係を一切排除・遮断し、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、毅然とした態度で組織的に対応します。
- b.反社会的勢力に対応する際には、必要に応じて、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携 します。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス意識の浸透を図るべく、「コンプライアンスガイドライン」を制定するとともに、役員及び 従業員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。そして、内部監査室では、業務監査を はじめ、法令、定款、社内規程の遵守状況について、重点的に監査を実施しております。また、問題の早 期発見、未然防止を図るため、内部通報窓口を内部監査室・外部弁護士事務所に設置しております。

②リスクマネジメント体制に関する取組み

当社はリスクの軽減・顕在化予防の推進及び迅速な対応のためにリスク・コンプライアンス委員会において、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に確認、分類、評価した上で、適切な対応策について定期的な見直しと実施状況の検証を行っております。

### ③監査等委員の職務執行に関する取組み

監査等委員は毎月開催される取締役会に出席し、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査を実施いたしました。

## 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,138,204	流動負債	2,582,955
現金及び預金	643,248	工事未払金	381,738
売 掛 金	34,527	短 期 借 入 金	104,450
販売用不動産	959,962	1年内償還予定の社債	36,000
仕掛販売用不動産	933,388	1年内返済予定の長期借入金	36,600
未成工事支出金	34,645	未 払 金	48,853
材 料 貯 蔵 品	209	未 払 費 用	3,678
前 渡 金	416,409	未払法人税等	454
前 払 費 用	20,975	未成工事受入金	500
立 替 金	3,472	前 受 金	651,465
未 収 入 金	1,562	預り 金	3,418
未 収 消 費 税 等	76,790	賞 与 引 当 金	4,652
未収還付法人税等	13,014	不動産事業等損失引当金	26,609
固 定 資 産	189,123	工事損失引当金	13,933
有 形 固 定 資 産	9,007	不動産特定共同事業出資受入金	1,270,600
建物附属設備	2,796	固 定 負 債	153,100
工具器具備品	100	社	45,000
建 設 仮 勘 定	6,110	長期借入金	95,948
無形固定資産	42,108	役員退職慰労引当金	11,447
借地権	12,818	預 り 保 証 金	705
ソフトウエア	12,330	負 債 合 計	2,736,055
ソフトウエア仮勘定	16,960	(純資産の部)	
投資その他の資産	138,006	株 主 資 本	591,272
投資有価証券	5,475	資 本 金	100,000
出 資 金	45,500	資 本 剰 余 金	4,467
長期前払費用	1,476	資 本 準 備 金	4,467
前 払 年 金 費 用	2,068	利 益 剰 余 金	486,804
繰 延 税 金 資 産	18,106	その他利益剰余金	486,804
長 期 預 金	770	繰越利益剰余金	486,804
保 険 積 立 金	4,036		
差 入 保 証 金	60,573	純 資 産 合 計	591,272
資 産 合 計	3,327,327	負債・純資産合計	3,327,327

損益計算書2021年7月1日から2022年6月30日まで

(単位:千円)

科目		金	額
売 上 高			3,565,975
売 上 原 価			2,900,717
売 上 総 利 益			665,258
販売費及び一般管理費			604,365
営 業 利 益			60,892
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	3	
受 取 配 当	金	220	
雑   収	入	3,748	3,972
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	2,525	
社 債 利	息	388	
不動産特定共同事業分配	金	42,155	45,069
経 常 利 益			19,795
特 別 損 失			
固定資産除却	損	0	0
税引前当期純利益			19,795
法人税、住民税及び事業税		13,560	
法 人 税 等 調 整 額		△9,270	4,290
当期 純 利 益			15,505

## 株主資本等変動計算書

2021年7月1日から2022年6月30日まで

(単位:千円)

株主資本							
		資本乗	<b>子本剰余金</b> 利益剰系				純資産
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	合計
		貝平宇佣金	合計	繰越利益剰余金	合計	.,	
2021年7月1日残高	100,000	4, 467	4, 467	471, 299	471, 299	575, 766	575, 766
当事業年度中の変動額							
当期純利益				15, 505	15, 505	15, 505	15, 505
当事業年度中の変動額合計	_	_	_	15, 505	15, 505	15, 505	15, 505
2022年6月30日残高	100,000	4, 467	4, 467	486, 804	486, 804	591, 272	591, 272

### 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 販売用不動産、仕掛販売用不動産、 個別法による原価法

未成工事支出金

② 材料貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資產 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附

属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備3~15年

工具器具備品5年

② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、3~

5年で償却しております。

③ 長期前払費用 均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に 見合う分を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当事業年度末において年金資産が退職給付債務を上回ったため、この差額を前 払年金費用に計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上 しております。

④ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち当事業年度の末日において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事については、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を計上しております。

⑤ 不動産事業等損失引当金

将来、損失の発生が見込まれる戸建住宅及び賃貸アパートの不動産販売について、その損失額が合理的に見積もることができる場合に、その損失額を計上しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

### ① 戸建住宅及び賃貸アパートの販売

戸建住宅及び賃貸アパートの販売は、用地の仕入から施工まで行った戸建住宅を一般 消費者へ販売する事業と、賃貸アパートを投資用不動産として販売する事業であり、顧 客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

### ② 戸建住宅の請負

戸建住宅の請負は、戸建住宅の建築工事を請け負う事業であり、履行義務を充足する につれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る 進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ コンサルティング料

業務委託契約書に基づき建設業者に対して、建築工事の注文者の紹介や工事請負契約締結の交渉等を行う義務を負っております。

当該履行義務は工事請負契約が締結され、建築請負価格に基づき算定されたコンサル ティング料金額について、建設業者から承認を得た時点で充足されるものであり、当該 時点において収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過 的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月4日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 不動産事業等損失引当金 26,609 千円

当社は、戸建住宅及び賃貸アパートの不動産販売に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合について、損失見込額を不動産事業等損失引当金として計上しております。損失見込額については現在入手可能な情報を基に適切に見積りを行っておりますが、見積りと実績が異なった場合、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 工事損失引当金 13,933 千円

当社は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、次期繰越工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を工事損失引当金として計上しております。損失見込額については現在入手可能な情報を基に適切に見積りを行っておりますが、見積りと実績が異なった場合、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - ① 担保に供している資産

定期預金	10,002 千円
販売用不動産	87,092 千円
仕掛販売用不動産	54,502 千円
計	151,597 千円

### ② 担保に係る債務

短期借入金	104,450 千円
1年内返済予定の長期借入金	21,240 千円
長期借入金	79,308 千円
計	204,998 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,167 千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増 加 (株)	減少(株)	当事業年度末 (株)
普通株式	468,500	_	_	468,500

### 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	△970 千円
賞与引当金	1,604 千円
役員退職慰労引当金	3,948 千円
不動産事業等損失引当金	9,177 千円
工事損失引当金	4,805 千円
その他	254 千円
繰延税金資産合計	18,820 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△713 千円
繰延税金負債合計	△713 千円
繰延税金資産の純額	18,106 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき の、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	34.49%
(調整)	
住民税均等割額	3.77%
中小企業者等に対する軽減税率適用による影響	△4. 36%
税額控除	△9.75%
役員賞与の損金不算入	1.21%
その他	△3.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.67%

### 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、個別に与信管理を行いリスク低減を図っております。 また、投資有価証券は非上場株式及び不動産ファンド出資金であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、「売掛金」「未収消費税等」「未収還付法人税等」につきましても、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額に近似していることから記載を省略しております。同様に「買掛金」「工事未払金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」につきましても、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額に近似していることから記載を省略しております。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1)	社債(1年内償還予定を含む)	(81,000)	(80, 709)	△290
(2)	長期借入金(1年内返済予定を含む)	(132, 548)	(131, 497)	△1,050
	負債計	(213, 548)	(212, 206)	△1,341

(\*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

### (注1)

### 負債

(1)社債(1年内償還予定を含む)、(2)長期借入金(1年内返済予定を含む) 社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に発行及び借入を行った場合 に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### (注2)

以下の金融商品は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価の対象に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2022年6月30日)
投資有価証券	5, 475

### (注3)

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場におい

て形成される当該時価の算定可能な対象となる資産又は負債に関す

る相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプ

ット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年6月30日)

区分	時価 (千円)			
△ <i>为</i>	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1)社債(1年内償還予定を含む)		80, 709	_	80, 709
(2)長期借入金(1年内返済予定を含む)	_	131, 497	_	131, 497
負債計	_	212, 206	_	212, 206

- (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
  - (1)社債(1年内償還予定を含む)、(2)長期借入金(1年内返済予定を含む) 元利金の合計額を新規に発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いて 算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	東新住建㈱		当社事業用建物 の請負建築	建物工事外注	396,631	工事未払金	_
				販売用不動産建築費用	_ _	仕掛販売用不動産 販売用不動産	38,160 115,444
個人主要株 主が議決権 の過半数を 所有してい る会社等	(株)エイチディーヒ <sup>°</sup> ー	_	分譲住宅建築請負	販売用不動産購入費用	_	販売用不動産	88,053
	(株)ト゛リームフ゜ロシ゛ェクト	_	分譲住宅建築請負 当社分譲用土地の 造成工事請負	販売用不動産建築費用	_	販売用不動産	43,887

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 建物工事の工事価格については、市場の実勢価格を勘案し、東新住建㈱より提示された価格を基礎として、その都度交渉の上、決定しております。
  - 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	LF事業	テック事業	百前
戸建住宅及び賃貸アパートの販売	3, 278, 495	_	3, 278, 495
戸建住宅の請負	151, 435	_	151, 435
コンサルティング料	59, 623	_	59, 623
マーケティング分析の請負	_	17, 465	17, 465
システム利用料	_	4, 420	4, 420
顧客との契約から生じる収益	3, 489, 554	21,885	3, 511, 439
その他の収益	54, 536	_	54, 536
外部顧客への売上高	3, 544, 090	21, 885	3, 565, 975

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### ① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	92, 924 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	34, 527
契約負債 (期首残高)	38, 888
契約負債 (期末残高)	651, 965

契約負債は、建築請負契約に基づいて顧客から受け取った手付金等の未成工事受入金及び 不動産売買契約に基づいて顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。 契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、 21,000 千円であります。また、当事業年度において、契約負債が 613,077 千円増加した主な 理由は、不動産特定共同事業任意組合への取引が開始されたことによるものであります。

### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額

(2)1株当たり当期純利益

1,262 円 05 銭 33 円 10 銭

2022年9月8日

株式会社TSON 取締役会 御中

### 監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 岩村 豊正

業務執行社員 公認会計士 長坂 尚徳

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TSONの2021年7月1日から2022年6月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、 構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかど うかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)について検討 いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示して いるものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月9日

株式会社TSON 監査等委員会

監査等委員 中江 良範 @

監査等委員 花井 謙造 @

監査等委員 伴野 友昭 印

- (注1) 監査等委員中江良範氏、花井謙造氏及び伴野友昭氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
- (注2) 常勤監査等委員竹内秀男氏は、2022 年 7 月 31 日をもって辞任により退任いたしました。
- (注3) 監査等委員(社外取締役)草野勝彦氏は、2022年6月30日をもって辞任により 退任いたしました。
- (注4) 当社は2021年9月28日の第13期定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。2021年7月1日から同年9月28日までの状況につきましては、旧監査役が実施した監査内容を引き継いで当事業年度の事業報告としています。

### 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 今後の事業展開および事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加 するものであります。(変更案第2条)
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第 17 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款 第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(下線は変更部分を示します)
現行定款	変更案
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを	第2条 (現行どおり)
目的とする。	
1. ~ 9. (条文省略)	1. ~9. (現行どおり)
(新設)	10. 金融商品取引法に規定する第二種
	金融商品取引業
10. 住宅ローン事務代行	11. 住宅ローン事務代行
11. 損害保険代理店業務	12. 損害保険代理店業務
12. 前各号に付帯関連する一切の業務	13. 前各号に付帯関連する一切の業務
(株主総会参考書類等のインターネット	(削除)
開示とみなし提供)	
第17条 当会社は、株主総会の招集に際	
し、株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類および連結計算書類に記載または表	
示をすべき事項に係る情報を、法務省令	
に定めるところに従いインターネットを	
利用する方法で開示することにより、株	

現行定款	変更案
主に対して提供したものとみなすことが	
<u>できる。</u>	(電子提供措置等)
	第17条 当会社は、株主総会の招集に際
	し、株主総会参考書類、事業報告、計
(新設)	算書類および連結計算書類の内容であ
	<u>る情報について法令の定めるところに</u>
	従い、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項
	のうち法務省令で定めるものの全部ま
	たは一部について、議決権の基準日ま
	でに書面交付請求した株主に対して、
	交付する書面に記載しないことができ
	<u> </u>
	_(附則)
	第1条 2022年9月1日から6か月以内
	の日を株主総会の日とする株主総会に
(新設)	ついては、変更前定款 17 条はなお効力
	<u>を有する。</u>
	2.本附則は、2022年9月1日から6か
	月を経過した日または前項の株主総会
	の日から3か月を経過した日のいずれ
	か遅い日後にこれを削除する。

### 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

		) 収柿仅で除く。) 医哺有は、仮りこわりてめり。	5 / 0
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
1	※ 加藤 冬樹 (1974年12月16日生)	2001年10月 株式会社シスコ入社 2007年3月 東新住建株式会社入社	0 株
2	金子 勇樹 (1982年3月21日生)	2004年4月 東新住建株式会社入社 2021年7月 当社入社 FTK事業部長 2021年9月 当社取締役副社長(現任)	0 株
3	小間 幸一 (1960年3月1日生)	1986年3月 株式会社名古屋観光ホテル入社 1994年10月 株式会社デルフィス入社 2001年6月 株式会社日本オプティカル入社 2004年3月 東新住建株式会社入社 2015年2月 当社入社 執行役員住宅事業部 長兼住宅市場データ室長 2020年9月 当社取締役住宅事業部長兼住宅 市場AIデータ室長 2021年7月 当社取締役住宅市場AIデータ 室長 2021年9月 当社取締役テック事業部長(現 任)	0 株
4	伊藤 彰將 (1972年12月24日生)	1991年4月 株式会社S.O.G入社 2000年8月 自営 2002年3月 東新住建株式会社入社 2009年9月 株式会社ブルーボックス入社 2015年10月 東新住建株式会社入社 2020年10月 当社入社 執行役員 2021年7月 当社執行役員LAND事業部長 2021年9月 当社取締役LF事業部長(現任)	0 株
5	※ 百生 彰 (1964年 5 月 15日生)	1982 年 4 月 株式会社清水屋入社 1988 年 7 月 東新住建株式会社入社 2012 年 9 月 当社取締役(非常勤)就任 2013 年 9 月 当社代表取締役社長(非常勤) 就任 2013 年 10 月 当社代表取締役社長(常勤)就任 2020 年 9 月 当社代表取締役社長退任 2020 年 9 月 当社執行役員住宅事業部長 2021 年 9 月 当社執行役員LF事業部担当部 長(現任)	10,000株

6     2004年10月 旭中部資材株式会社(現 旭コンステック株式会社)入社2007年11月 株式会社トラスト入社2013年1月 金印株式会社入社2019年9月 株式会社コムテック入社2019年9月 株式会社コムテック入社2021年7月 エムジーホールディングス株式会社入社2022年3月 当社入社2022年3月 当社入社
--

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
  - 2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  - 3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約 を継続し、更新する予定であります。本議案の候補者が選任された場合に はそれぞれの候補者は当該契約の被保険者となります。

当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填の対象としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員の1名辞任に伴い、その後任として1名選任することといたしたく、 監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に つきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
※ 澤田 直夫 (1975年 6 月 22日)	2019年4月 東海学園大学経営学部 「スポーツマーケティング」講師2021年4月 合同会社AdVentureSky 設立2021年7月 株式会社ピースポット取締役2022年1月 鯱バス株式会社 取締役SDGs推進担当2022年6月 中部圏SDGs広域プラットフォーム運営委員	0 株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
  - 2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 候補者澤田直夫氏は、事業会社等で取締役を歴任し、経営や SDGs に関する豊富な知見と幅広い見識を有していることから、当社の事業運営に対して適切に監査・助言を行っていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。
  - 4. 候補者澤田直夫氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、当社との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額としております。
  - 5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約 を継続し、更新する予定であります。同候補者が選任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。

当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補の対象としております。

第4号議案 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して特に有利な条件によりストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対してストック・オプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対し、企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を割当てること及び新株予約権の内容につきましてご承認をお願いするものであります。

1.特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする 理由

当社は、企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対してストック・ オプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

- 2. 本総会において決定する事項に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭払い込み要否内容
- (1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権に つき、当社普通株式 7,100 株 (うち、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 分 4,500 株)を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

### (3)新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権に つき、71個(うち、取締役(監査等委員である取締役を除く。)分45個)を上限 とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について

行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数= 調整前付与株式数× 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1,200円とする。なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整 し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割又は併合の比率

② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から2年を経過した日

を始期として、その後10年間とする。

### (7)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利 行使時において当社又は、当社関連会社の取締役、監査役、執行役員、又は 従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正 当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

### (8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が (7) に規定する行使の条件に該当しなくなった ことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株 予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

#### (9)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (11) 株式交換・株式移転等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を

生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付す る。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2)新株予約権の目的である 株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5)③ に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予 約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「(6)新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力 発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6)新株予約権の権利行使期間」 の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び 資本準備金に関する事項 上記「(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する
- ① 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を 要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件 上記「(8)新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

- (12) 新株予約権の割当日 別途取締役会が定める日とする。
- (13) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるところによる。

### 第5号議案 役員退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会の終結の時をもちまして任期満了により退任される代表取締役社長 荒木健次氏、取締役二村孝博氏及び、2022 年 7 月末退任された取締役竹内秀男氏に対 し、在任中の労に報いるため当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰 労金を贈呈したいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご 一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

丘 夕	略歴
氏名	哈您
	2012年9月 当社取締役(非常勤)
荒木 健次	2014年4月 当社取締役(常勤)
	2020年9月 当社代表取締役社長(現任)
二村 孝博	2021年9月 当社取締役 (現任)
竹内 秀男	2021年9月 当社取締役 常勤監査等委員
13113 3535	2022年7月 退任

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中村区名駅 4 丁目 4 - 38 ウインクあいち 1206 号室 TEL 052-571-6131



(JR·地下鉄·名鉄·近鉄)名古屋駅より

- JR 名古屋駅桜通口から:ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ユニモール地下街 5番出口から:徒歩2分
- 名駅地下街サンロードから:ミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分
- JR 新幹線口から 徒歩9分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。